

雇均発 0326 第 4 号
令和 2 年 3 月 26 日

各都道府県労働局長 殿

厚生労働省雇用環境・均等局長
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症に関する対応に伴う「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の施行について」の一部改正について

新型コロナウイルス感染症に関する対応として、保育所等の臨時休園や、市町村等から登園を控える旨の要請がなされている状況を踏まえ、平成 28 年 8 月 2 日付け職発 0802 第 1 号・雇発 0802 第 3 号「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の施行について」の一部を別紙の新旧対照表のとおり改め、当分の間適用することとしたので、遺漏なきを期されたい。

○ 別添

(別紙)

平成 28 年 8 月 2 日付け職発 0802 第 1 号・雇発 0802 第 3 号「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の施行について」新旧対照表

新旧対照表

- 平成28年8月2日付け職発0802第1号、雇児発0802第3号「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の施行について」

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>第18 暫定的な取扱い</p> <p>1 新型コロナウイルス感染症に関する対応に伴う暫定的な取扱い</p> <p>新型コロナウイルス感染症に関する対応として、保育所等の臨時休園や登園自粛の要請が実施されている状況を踏まえ、当分の間、第2の2(7)ニにかかわらず、則第5条第8号の「保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないとき」には、「保育所等の内定を受けているとき又は保育所等へ子を入所させているときであって、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、再度の育児休業に係る育児休業期間の初日において保育所等が臨時休園となっているとき又は市町村若しくは保育所等から登園を控える旨要請がなされているとき」を含み、第2の3(9)にかかわらず、則第6条第1号の「保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当該子が一歳に達する日後の期間について、当面その実施が行われない場合」には、「保育所等の内定を受けている場合又は保育所等へ子を入所させている場合であって、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、子が1歳に達</p>	<p>(追加)</p>

<p>する日の翌日において保育所等が臨時休園となっている場合 又は市町村若しくは保育所等から登園を控える旨要請がなされ ている場合」を含むこと。</p>	
--	--